

財団法人川崎市指定都市記念事業公社寄附行為

目 次

第1章 総 則（第1条～第4条）

第2章 資産，事業計画等（第5条～第12条）

第3章 役員及び職員（第13条～第19条）

第4章 理事会（第20条～第28条）

第5章 評議員及び評議員会（第29条～第37条）

第6章 寄附行為の変更及び解散（第38条～第40条）

第7章 補 則（第41条）

附 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 川崎市指定都市記念事業公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を川崎市高津区新作1丁目19番1号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く市民のための余暇活用施設及び市民福祉の向上に寄与する施設の設置及び管理並びにその他同様の市民利用施設の管理運営を行うことにより、市民の福祉増進と文化の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ホール等集会施設の建設及び管理運営に関する事業
- (2) 宿泊及び休養施設の建設及び管理運営に関する事業
- (3) レクリエーション施設の建設及び管理運営に関する事業
- (4) 川崎市が行う市民文化、福祉等の事業の受託
- (5) 川崎市が設置する市民利用施設の管理運営の受託
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産，事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の寄附財産
- (2) 設立後の寄附財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度理事長が作成し、その年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、毎事業年度終了後遅滞なく、理事長が作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

2 事業年度末において余剰金の生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 2人以内 |
| (3) 常務理事 | 1人 |
| (4) 理事 | (理事長、副理事長及び常務理事を含む) 6人以上10人以内 |
| (5) 監事 | 2人 |

(役員の選任)

第 14 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるときはその職務を代理し理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、通常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会において、評議員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 18 条 役員は、無給とする。ただし、理事会の議決を得た役員には、報酬を給することができる。

(事務局)

第 19 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務長その他の職員を置く。

3 事務長その他の職員は、理事長が任免する。

4 前 3 項に定めるもののほか、事務局及び職員に関する事項は、理事長が別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときには、理事長は、速やかに理事会を開催しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 前項の規定により代理人をもって表決権を行使する場合は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の意見聴取)

第28条 理事会は、次に掲げる事項について決議しようとするときは、あらかじめ

評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産の処分又は担保の提供に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は8人以上12人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第16条及び第17条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第17条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第31条 評議員会は、理事長が必要と認めるとき、又は評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の招集)

第32条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第33条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第 34 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第 35 条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決等)

第 36 条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第 37 条 第 27 条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 39 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の承認があったときは解散する。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人の解散のときに存する残余財産は、川崎市に寄附する。

第 7 章 補 則

(委 任)

第 41 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経てこれを定める。

附 則 (昭和 52 年 4 月 21 日、神奈川県指令社第 802 号、(教) 総第 293 号)

(施行期日)

1 この寄附行為は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。

(許可日 昭和 52 年 4 月 21 日)

(初年度の会計)

- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、前項に規定する日に始まり、昭和 53 年 3 月 31 日に終わるものとする。

(初年度の事業計画及び予算)

- 3 前項の事業年度に係わる事業計画及び予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立時の役員)

- 4 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 53 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 53 年 7 月 7 日、神奈川県指令第 222 号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(認可日 昭和 53 年 7 月 7 日)

附 則 (平成 9 年 3 月 18 日、神奈川県指令福総第 295 号・総第 365 号)

この寄附行為第 2 条の変更は、主務官庁の変更認可のあった日から施行する。

(認可日 平成 9 年 3 月 18 日)

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日、神奈川県指令福総第 176 号・総第 342 号)

この寄附行為第 3 条及び第 4 条の変更は、主務官庁の変更認可のあった日から施行する。

(認可日 平成 10 年 3 月 31 日)

附 則 (平成 11 年 3 月 8 日、神奈川県指令福総第 255 号・総第 278 号)

- 1 この寄附行為は、主務官庁の変更認可のあった日から施行する。ただし、評議員については、この寄附行為変更後最初に行なわれる理事会において選任するものとする。
- 2 この寄附行為の変更の際し、現に選任されている役員については、なお従前の例による。

(認可日 平成 11 年 3 月 8 日)

